

私たち 虫歯のない子!

(4月17日、
3歳児健診より)



おおとも りり
大友 梨里ちゃん
(四季の丘)



かたおか ゆうと
片岡 悠斗くん
(郡)





おおしま そうた
大嶋 颯太くん
(神崎神宿)



すずき つかさ
鈴木 月彩ちゃん
(神崎本宿)



たまむら こうき
玉村 康貴くん
(四季の丘)

 **かみしめる 生きる喜び**
歯とともに 

6月4日～10日は歯の衛生週間

歯や口の健康を保つことは、単に食物を噛むだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生をおくる基礎となるものです。

「8020(ハチマル・ニイマル) 80歳になっても20本の歯を保つこと」を達成するために、午後はハミガキからスタートしましょう。



児童手当の認定請求のお知らせ

町では児童手当の認定請求を随時受け付けています。該当する方は、お早めに手続きをしてください。

■手当を受けられる方
小学校修了前の児童を養育している方に支給されます。ただし、前年の所得が所得制限限度額以上の場合には、支給されません。(下表参照)

■支給額等
3歳未満の児童は、一律月額10,000円。
3歳以上の児童は、第1・第2子は、月額5,000円、第3子以降は月額10,000円が支給されます。支給は原則として認定請求のあった翌月分からとなり、毎年2月・6月・10月にそれぞれ前月分までを支給します。

■認定請求の方法
認定請求書(保健福祉課に備えてあります。)に、次の書類を添付して請求してください。(印鑑持参)
健康保険被保険者証の写し等
請求者の銀行等の口座番号のわかるもの
今年1月2日以降に転入された方は、前住所地で発行してもらった児童手当用所得証明書

■これまで所得制限を超えていたため、受給できなかった方で、今年から該当になると思われる方も手続きをしてください。

所得制限限度額表

扶養親族等の数	自営業者等 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人以上	1人追加ごとに38万円加算	

所得には一定の控除があります。また、審査の対象となるのは申請者(養育者のうち所得の多い方)で、世帯合算の所得ではありません。

公務員の方は、児童手当法第17条により、勤務先で請求してください。
お問い合わせ 保健福祉課 ☎72 1603

